

2月から住民税・国保税

なお、収支計算書は農業用に作成していますので、農業以外の所得のある場合は、国税局作成の「収支内訳書（一般用、不動産所得用）」をご利用ください。（用紙は、役場税務課、町民生活課、鹿屋税務署窓口若しくは国税庁ホームページからダウンロードできます。）

③ 帳簿、売上伝票や領収書等

職員が申告会場にて、収支計算書と照らし合わせて確認しますので、整理の上ご持参ください。肉用牛売却証明書[㊦]も忘れずにご持参ください。

所得税法の改正により、事業を営む全ての方（所得税の申告が必要ない方も含む。）は、記帳・帳簿等の保存が義務付けられています。また自家消費だけの米を作付している方も、記帳・帳簿等の保存対象になります！

④ 補助金や交付金の決定通知書

経営所得安定対策交付金等は、農業の雑収入に該当し申告が必要です。

⑤ 源泉徴収票

給与や公的年金の支払いを受けている方は、支払者から1月末日までに送付されます。

⑥ 控除証明書

国民年金保険料や生命保険料、地震保険料等の支払証明書

医療費控除については、保険金等で補てんされる金額は差し引くことになります。金額が確定していない場合は、保険金額が確定してから申告してください。

⑦ 通帳

所得税の確定申告の際、還付金の振込みに必要となります。

⑧ マイナンバーカード又は個人番号通知カード及び運転免許証、健康保険証等

所得税の確定申告書提出の際は、マイナンバーの記載と確認書類の提示又は写しの添付が必要となります。

⑨ 利用者識別番号の取得

今年度から「申告システム」の導入に伴い、確定申告書の提出が必要になった場合は、電子データで税務署に提出するため「利用者識別番号」が必要となります。これを事前に取得することにより、申告受付時間の短縮につながると考えていますので、ご協力をお願いします。

⑩ その他

各種証明書やその他個人で申告に必要な物。（個々に必要書類が異なります。）

※譲渡所得のある方（土地・建物を個人や公共団体に売買した方）については、税務署に「譲渡所得の内訳書」を提出する必要があります。売買額が高額な場合や所得税の発生する場合は、直接税務署にて申告してください。

※税務署から申告の案内が来ている方については、税務署での申告をお願いします。

なお、税務署で確定申告をした場合、後日町へ申告書が送付されますので、改めて役場で申告する必要はありません。

■お問い合わせ先：肝付町役場税務課 TEL.0994(65)8414 内之浦総合支所町民生活課 TEL.0994(67)2111

■申告は便利な e - Tax で

所得税の確定申告は、便利でスピーディーな e - Tax（電子申告）をご利用ください。添付書類の提出省略や還付金が早く受け取れる特典もあります。

国税庁のホームページでは、e-Taxだけでなく、書面提出用の書類の作成や収支内訳書（青色申告決算書）も作成でき、税額も自動計算しますので便利で安心です。

詳細は、国税庁ホームページ「WWW.nta.go.jp」へ